平成２４年（フ）第２６３２号
大阪市東淀川区大道南３丁目８番12号　エクセルハイツ104号、前住所大阪府豊中市大黒町３丁目20番12号
債務者　山口　　瞳
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６３３号
大阪市東淀川区大道南３丁目８番12号　エクセルハイツ104号、前住所大阪府豊中市大黒町３丁目20番12号
債務者　山口みちよ
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７６７号
大阪府吹田市垂水町３丁目23番29―502号
債務者　川崎　　治
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８３８号
大阪府高槻市栄町３丁目１番１号
債務者　近藤　智美
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８４７号
大阪市東淀川区柴島１丁目２番６―806号
債務者　山田　博之
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８８４号
大阪市西区本田２丁目７番17―907号
債務者　河野　安男
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９５４号
大阪市浪速区大国２丁目５番15―406号
債務者　小林　　功
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９５６号
大阪府八尾市黒谷２丁目197番地
債務者　都築　　泉
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９６４号
大阪府寝屋川市池田１丁目10番１号
債務者　山本　栄治
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１４号
兵庫県尼崎市東本町４丁目41番地の22
債務者　三上　　瞳
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０号
鳥取県倉吉市福庭町１丁目555番地　羽合荘１号
債務者　山根　拓実
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第３１号
鳥取県倉吉市福庭町１丁目555番地　羽合荘１号
債務者　山根　和恵
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第２６５号
広島市西区大芝１丁目23番２―202号
債務者　今田美奈子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３３号
広島市中区本川町３丁目１番12―404号
債務者　磯部　宜彦
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３４号
広島市中区本川町３丁目１番12―404号
債務者　磯部佑季子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５６号
広島市東区牛田新町２丁目５番１―204号
県住
債務者　数井知佐子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０５号
福岡県久留米市三潴町田川172番地２　コーポ三潴102号
債務者　今村　清人
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部